

令和2事業年度

事業報告書

独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	P.2
2. 法人の目的、業務内容	P.3
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	P.4
4. 第4期中期目標の概要	P.5
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	P.7
6. 中期計画及び年度計画	P.8
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	P.10
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	P.13
9. 業務実績（業績の適正な評価の前提情報）	P.14
10. 業務の成果と使用した資源との対比	P.16
11. 予算と決算との対比	P.18
12. 財務諸表	P.19
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	P.22
14. 内部統制の運用に関する情報	P.24
15. 法人の基本情報	P.25
16. 参考情報	P.29

注：本文及び表中の金額につきましては、単位未満を四捨五入しているため、合計などの数値が一致しない場合があります。

1. 法人の長によるメッセージ

令和2年度は、何といたっても新型コロナウイルス感染症による影響が、社会経済のあらゆる分野に及んだ1年となりました。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、2度の緊急事態宣言が発出され、国民の日々の暮らしは大きな制約を受ける事態となり、飲食業、観光業など幅広い産業に甚大な悪影響が及んだところです。

農林漁業についても、インバウンドの激減、飲食店の営業自粛や時短営業、各種イベントの中止などに起因して、多くの農林水産物における需要減や価格低下が起こり、経営に大きな影響が及ぶ事態となりました。また、大きな自然災害や記録的な不漁などもあり、農林漁業経営にとっては厳しい1年であったところです。

私ども独立行政法人農林漁業信用基金は、農林漁業者の債務の保証保険を通じてその信用力を補完し、経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命としています。また、災害発生時や収入減少時に、農業・漁業を営む者への共済金等が円滑に支払われるよう、共済団体への貸付けを行っています。

令和2年度は、このような当基金の使命に改めて強く思いを致し、事業運営に当たった年となりました。当基金は、新型コロナ等により影響を受けた農林漁業者の経営の維持発展のため必要な資金が円滑に融通されるよう、政府の取組と一体となって、適切な保証保険の実施に全力を挙げるとともに、共済団体の資金ニーズにも機動的に対応したところです。

今後の新型コロナの影響等は予断を許さないところですが、当基金は、引き続き、適切な事業運営を行い、我々に与えられた使命をしっかりと果たしていくべく、役職員一丸となって、精励してまいる所存です。

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 今井 敏

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としております。このほか、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、また、漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的としております（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号。以下「基金法」という。）第 3 条）。

(2) 業務内容

- ① 農業信用保険業務…………… 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと及び農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- ② 林業信用保証業務…………… 林業者等が融資機関から経営の改善に資する資金等を借り入れる際の債務を保証すること、株式会社日本政策金融公庫等に対し森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること、林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対しこれに必要な資金を貸し付けること及び林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うこと。
- ③ 漁業信用保険業務…………… 漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと及び漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- ④ 農業保険関係業務…………… 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。
- ⑤ 漁業災害補償関係業務…………… 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

農林水産業は、国民への食料の安定的な確保や多面的機能の発揮に重要な役割を果たしており、その持続的な発展を図ることは、国の重要な政策の1つとなっています。農林水産業の持続的な発展のためには、農林漁業者に対し、その経営に必要な資金が円滑に融通されることが重要ですが、自然条件に左右される等の農林漁業の特性から、農林漁業者は信用力が低く、資金の借入れが難しい場合があります。

そのため、信用基金は、基金法及び中期目標・中期計画に基づき、農林漁業者の信用保証保険制度を運営する組織として、農業・漁業の信用基金協会が行う債務保証等の保険の業務、林業者等の融資機関からの借入に係る債務保証の業務等を行うことにより、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資するという役割を果たしています。

また、農業・漁業経営のセーフティネットとして、農漁業者が災害等によって受ける損失を補てんする農業保険制度や漁業災害補償制度があり、信用基金は、保険金等の支払のための共済団体等における資金繰りに必要な資金の円滑な供給を行うことを通じて農業保険制度や漁業災害補償制度の運営に貢献しています。

こうしたことを踏まえ、信用基金は、国の政策実施機関として業務の質の向上及び業務運営の効率性を図りつつ取り組んでおります。

4. 第4期中期目標（平成30年4月1日～令和5年3月31日）の概要

（1） 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

- ・ 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組
融資機関等関係機関への訪問等により積極的な情報交換を行い、保証・保険制度の普及推進及び利用促進の取組を実施します。
- ・ 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定
農林漁業の特性を踏まえつつ、適切な保険料率・保証料率・貸付金利を設定します。
- ・ 保険事故率・代位弁済率の低減に向けた取組
基金協会や融資機関との連携強化等を通じて、保険事故率・代位弁済率を抑制します。
- ・ 求償権の管理・回収の取組
回収向上に向けた取組を着実にを行います。
- ・ 利用者ニーズの反映等
利用者の意見募集や関係機関との意見交換を通じて、利用者のニーズを把握し、業務運営に反映させます。
- ・ 事務処理の適正化及び迅速化
標準処理期間を設ける等、適正かつ迅速に事務処理を行います。

（2） 業務運営の効率化

- ・ 事業の効率化
事業費（保険金、代位弁済費等）について、平成29年度比で5%以上削減します。
- ・ 経費支出の抑制
一般管理費（人件費等を除く）について、平成29年度比で20%以上抑制します。
- ・ その他
調達方式の適正化、電子化の推進を図ります。

（3） 財務内容の改善

- ・ 財務運営の適正化
長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指します。

(4) その他業務運営に関する事項

・ 職員の人事

人員及び人件費の効率化を図るとともに、人事評価、人材の確保・養成を適切に実施します。

・ ガバナンスの高度化

運営委員会を開催して、委員から示された意見等を業務運営に的確に反映させます。また、役員会や内部統制委員会を開催するなど、内部統制機能を強化します。

・ 情報セキュリティ対策

個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進します。

詳細につきましては、第4期中期目標をご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/corp/dokuhou/attach/pdf/index-36.pdf>

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 理念

信用基金は、農業の担い手の育成・確保、林業・木材産業の成長産業化、水産業の「浜」単位での所得向上及び沖合・遠洋漁業の国際競争力の強化等農林水産政策の一環として、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命としています。

(2) 運営上の方針等

① 基本的使命と社会的責任の自覚

信用基金の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会に対する一層の揺るぎない信頼の確立を図ります。

② 質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かした質の高いサービスを提供し、農林漁業経営に必要な資金の融通の円滑化に貢献し、農林漁業の発展に資するよう努めます。

③ 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

④ 積極的なディスクロージャーとコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、利用者、関係機関等とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図ります。

6. 中期計画及び年度計画

中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しており、以下のとおりです。

- ・中期計画 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou03.html
- ・年度計画 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou04.html

第4期中期計画	令和2年度年度計画
<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>(3) 保険事故率の低減に向けた取組</p> <p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(6) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>(2) 適切な保証料率の設定</p> <p>(3) 代位弁済率の低減に向けた取組</p> <p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証</p> <p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>3 漁業信用保険業務</p> <p>(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>(2) 保険事故率の低減に向けた取組</p> <p>(3) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(4) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(5) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>4 農業保険関係業務</p> <p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>5 漁業災害補償関係業務</p> <p>(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 農業信用保険業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>(2) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>(3) 保険事故率の低減に向けた取組</p> <p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(6) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>2 林業信用保証業務</p> <p>(1) 融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組</p> <p>(2) 適切な保証料率の設定</p> <p>(3) 代位弁済率の低減に向けた取組</p> <p>(4) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(5) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(6) 林業者等の将来性等を考慮した債務保証</p> <p>(7) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>3 漁業信用保険業務</p> <p>(1) 適切な保険料率・貸付金利の設定</p> <p>(2) 保険事故率の低減に向けた取組</p> <p>(3) 求償権の管理・回収の取組</p> <p>(4) 利用者のニーズの反映等</p> <p>(5) 事務処理の適正化及び迅速化</p> <p>4 農業保険関係業務</p> <p>(1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映</p> <p>(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>5 漁業災害補償関係業務</p> <p>(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の</p>

<p>反映</p> <p>(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業の効率化</p> <p>2 経費支出の抑制</p> <p>(1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>(2) 業務実施方法を見直す。</p> <p>(3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p> <p>3 調達方式の適正化</p> <p>(1) 調達等合理化計画</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>4 電子化の推進</p> <p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>3 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>4 長期借入金の条件</p> <p>5 短期借入金の限度額</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>8 剰余金の使途</p> <p>第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 人員</p> <p>(2) 人件費の効率化</p> <p>(3) 人事評価</p> <p>(4) 人材の確保、人材の養成</p> <p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>4 その他中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(1) ガバナンスの高度化</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p>	<p>反映</p> <p>(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 事業の効率化</p> <p>2 経費支出の抑制</p> <p>(1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。</p> <p>(2) 業務実施方法を見直す。</p> <p>(3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。</p> <p>3 調達方式の適正化</p> <p>(1) 調達等合理化計画</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>4 電子化の推進</p> <p>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 財務運営の適正化</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>3 決算情報・セグメント情報の開示</p> <p>4 長期借入金の条件</p> <p>5 短期借入金の限度額</p> <p>6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>7 6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>8 剰余金の使途</p> <p>第4 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画</p> <p>2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 人員</p> <p>(2) 人件費の効率化</p> <p>(3) 人事評価</p> <p>(4) 人材の確保、人材の養成</p> <p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>4 その他</p> <p>(1) ガバナンスの高度化</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p>
--	---

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

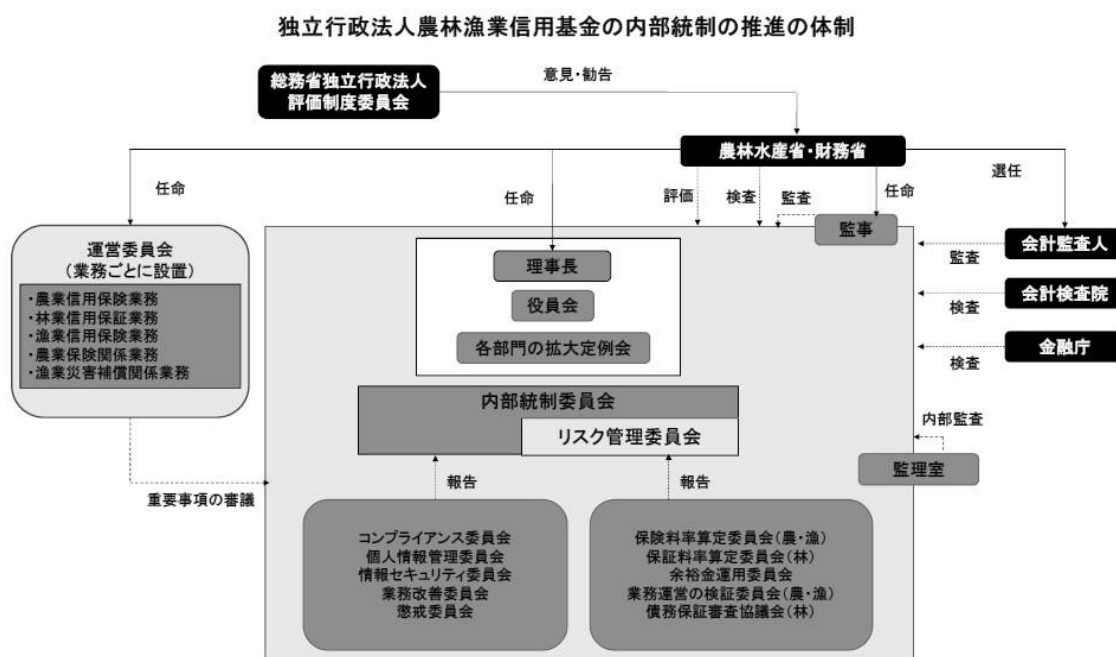
(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

主務大臣は、農林水産大臣及び財務大臣です。ただし、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する事項並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項（給与及び退職手当の支給の基準に関するものを除く。）については、農林水産大臣が主務大臣です。

② ガバナンスの体制図

ガバナンスの体制は下図のとおりです。内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人（有限責任あずさ監査法人）の監査のほか、運営委員会など外部有識者等からなる委員会を設け定期的なモニタリング等を実施しています。



内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書を参照してください。

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou02.html

また、役員は以下のとおりです。

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou01.html

(2) 職員の状況

常勤職員は令和2年度末において108人（前期比6人増）であり、平均年齢は43歳（前期末44歳）となっています。このうち、国からの出向者は15人、民間からの出向者は1人、令和3年3月31日退職者は6人です。

(3) 重要な施設等の整備等の状況

実績は、ありません。

(4) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額（令和2年度）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	148,894	－	5,006	143,888
地方公共団体出資金	5,213	－	－	5,213
民間出資金	29,455	71	407	29,119
資本金合計	183,563	71	5,413	178,221

漁業信用保険業務における漁業信用基金協会に対する貸付けについて、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和2年1月10日付け元水漁第1203号）を踏まえ、国からの出資金8,869百万円のうち5,006百万円について、令和2年10月29日に国庫に納付しました。

また、漁業信用基金協会からの出資金340百万円について、令和2年9月10日に漁業信用基金協会に払い戻しを行いました。

政府出資金の当期減少額5,006百万円及び民間出資金の当期減少額407百万円のうち340百万円は、上記によるものです。

民間出資金の当期増加額71百万円については、林業者等が融資機関から必要な資金を借り入れる際に、林業信用保証制度による債務の保証を受けるために出資したものです。民間出資金の当期減少額407百万円のうち、67百万円については、林業者等からの請求により払い戻したものです。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和2年度は、目的積立金の申請を行っていません。

前中期目標期間繰越積立金については、業務の財源等に充当するために、農業信用保険業務で3,080百万円、林業信用保証業務で582百万円、農業保険関係業務で1百万円、漁業災害補償関係業務で10百万円の計3,673百万円を取り崩しています。

(5) 財源の状況

① 財源の内訳

令和2年度の法人単位の収入決算額は63,630百万円であり、国からの財政措置の他にも様々な収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率
収入		
受入事業交付金	3,408	5.4%
民間出資金	72	0.1%
事業収入	49,009	77.0%
(うち自己収入)	(6,457)	(10.1%)
運用収入	659	1.0%
借入金	10,450	16.4%
その他の収入	33	0.1%
合計	63,630	100.0%

② 自己収入に関する説明

信用基金の自己収入は、事業収入49,009百万円の中の6,457百万円と運用収入659百万円となっています。

この自己収入6,457百万円の内訳は、保険料収入3,335百万円、保証料収入301百万円、回収金収入2,567百万円、求償権回収収入217百万円、違約金収入9百万円、償却求償権回収収入26百万円及び貸付金利息収入3百万円となっています。

(6) 社会及び環境への配慮等の状況

信用基金は、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、毎年度環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、同条第3項の規定に基づき公表し、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

信用基金は、保険引受リスク、保証リスク等、業務に内在する各種のリスクについて、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、業務ごとにリスク量を計量し、自己資本等による充足率を点検するなど、統合的にリスク管理を行い、専門的な知見を有する外部有識者を含むリスク管理委員会において審議等を行っています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

令和2年度は、全ての事業区分におけるリスク量が自己資本の範囲内に収まっています。

9. 業務実績（業績の適正な評価の前提情報）

（1）農業信用保険業務

信用基金は、農業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、農業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、農業者等の資金調達を円滑にしています。債務保証を受けている農業者等が借入金を返済できなくなった場合は、農業信用基金協会が融資機関に弁済（代位弁済）し、信用基金は、その農業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割を保険金として支払います。

令和2年度の保険引受額は、前年度比93.9%の393,222百万円となりました。また、保険金支払額は、前年度比81.5%の2,001百万円となりました。

（2）林業信用保証業務

林業・木材産業の事業者が融資機関から経営に必要な資金を借り入れる際に、信用基金が、借入債務を保証することによって林業・木材産業の事業者の信用力を補完し、借入れを容易にしています。債務保証を受けている林業・木材産業の事業者が借入金を返済できなくなった場合は、信用基金が融資機関に弁済（代位弁済）します。代位弁済を受けた方には、実情に応じながら、信用基金に代位弁済額を返済していただきます。

令和2年度の保証引受額は、前年度比92.7%の29,353百万円となりました。また、代位弁済額は、前年度比65.2%の419百万円となりました。

（3）漁業信用保険業務

信用基金は、漁業信用基金協会が行う債務保証について保険を行い、信用保証のリスクを引き受け、漁業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図ることにより、中小漁業者等の資金調達を円滑にしています。債務保証を受けている中小漁業者等が借入金を返済できなくなった場合は、漁業信用基金協会が融資機関に弁済（代位弁済）し、信用基金は、その漁業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割又は8割を保険金として支払います。

令和2年度の保険引受額は、前年度比125.6%の93,113百万円となりました。また、保険金支払額は、前年度比51.8%の692百万円となりました。

(4) 農業保険関係業務

信用基金は、被災又は農業収入が減少した農業者に対する共済金等の早期かつ円滑な供給を図るため、共済団体等に対し、共済金等の支払等財源の貸付けを行います。

令和2年度は、前年度比148.9%の1,489百万円となりました。

(5) 漁業災害補償関係業務

信用基金は、被災した中小漁業者に対する共済金の支払や漁業共済組合に対する再共済金の支払に際し、財源が不足した場合に、必要な資金の貸付けを行います。

令和2年度は、前年度から皆増の10,310百万円となりました。

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

・業務実績等報告書

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou05.html

(単位：百万円)

項目	評価 (※)	行政コスト
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	B	
1 農業信用保険業務	B	8,027
2 林業信用保証業務	B	1,175
3 漁業信用保険業務	A	1,404
4 農業保険関係業務	B	14
5 漁業災害補償関係業務	A	20
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	B	
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	

※ 評語の説明

- S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
評定(※)	B	B	—	—	—
理由	項目別評定は39項目のうち、Aが1項目、Bが31項目、評価の対象外が7項目となっており、全体として中期目標における所期の目標を達成している。				

※ 評語の説明

- S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

詳細につきましては、決算報告書を参照してください。

・決算報告書

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差額理由
収入			
受入事業交付金	1,169	3,408	* 1
民間出資金	80	72	* 2
事業収入	152,819	49,009	* 3
運用収入	653	659	
借入金	90,604	10,450	* 3
その他の収入	4	33	* 4
合 計	245,329	63,630	
支出			
払戻出資金	5,446	5,414	
事業費	240,614	55,188	* 3
一般管理費	2,560	1,813	
直接業務費	404	85	* 5
管理業務費	797	535	* 6
人件費	1,359	1,193	* 7
合 計	248,621	62,415	

予算額と決算額の差額の説明

- * 1：国からの交付金が見込みを上回ったことによる増
- * 2：民間からの出資受入れが見込みを下回ったことによる減
- * 3：災害の発生が見込みを下回ったこと等により貸付けが計画を下回ったことによる減
- * 4：敷金等の返還による増
- * 5：保険計算事務費が見込みを下回ったこと等による減
- * 6：事務諸費が見込みを下回ったこと等による減
- * 7：役職員給与が見込みを下回ったこと等による減

12. 財務諸表

詳細につきましては、財務諸表を参照してください。

・財務諸表

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	125,737	流動負債	23,374
現金及び預金（*1）	53,473	引当金	1,224
有価証券	30,350	政府事業交付金	16,184
短期貸付金	40,707	その他	5,965
その他	1,207	固定負債	7,319
固定資産	136,768	引当金	1,225
有形固定資産	763	責任準備金	5,924
投資有価証券	80,699	その他	170
長期貸付金	28,786	保証債務	38,093
寄託金	26,086	負債合計	68,786
その他	434	純資産の部（*2）	
保証債務見返	38,093	資本金	178,221
		資本剰余金	11,822
		利益剰余金	41,770
		純資産合計	231,812
資産合計	300,598	負債純資産合計	300,598

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	10,477
経常費用（*3）	10,470
臨時損失（*4）	7
行政コスト合計	10,477

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (* 3)	10,470
事業費	8,720
保険事業費	8,133
保証事業費	587
経営改善発達支援事業費	0
一般管理費	1,750
人件費	1,159
減価償却費	104
その他	486
財務費用	1
経常収益	7,704
事業収入	7,075
保険事業収入	6,641
保証事業収入	374
貸付事業収入	60
財務収益等	629
臨時損失 (* 4)	7
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (* 5)	3,673
当期総利益 (* 6)	900

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	183,563	11,811	44,543	239,916
当期変動額	△ 5,342	11	△ 2,773	△ 8,104
当期総利益 (* 6)			900	
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (* 5)			△ 3,673	
当期末残高 (* 2)	178,221	11,822	41,770	231,812

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,134
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,593
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 133
資金増加額	11,594
資金期首残高	37,478
資金期末残高 (* 7)	49,073

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高 (* 7)	49,073
定期預金	4,400
現金及び預金 (* 1)	53,473

※ 科目の後ろに付されている(* 1)~(* 7)は、各財務諸表間に対応する科目を示すものです。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

令和2年度末の資産残高は、短期貸付金 5,993 百万円増などにより、前年度末に比べ 3,913 百万円増の 300,598 百万円となりました。その主な内訳は、現金及び預金 53,473 百万円、有価証券 111,049 百万円、貸付金 69,494 百万円、寄託金 26,086 百万円などとなっています。また、負債残高は、漁業災害補償関係業務における短期借入金 5,200 百万円増、農業信用保険業務における責任準備金繰入 4,996 百万円増などにより、前年度末に比べ 12,017 百万円増の 68,786 百万円となりました。その主な内訳は、政府事業交付金 16,184 百万円、責任準備金 5,924 百万円、保証債務 38,093 百万円などとなっています。

純資産残高は、漁業信用保険業務における不要財産に係る国庫納付等 5,346 百万円の計上、前中期目標期間繰越積立金 3,673 百万円の取崩しなどにより、前年度末に比べ 8,104 百万円減の 231,812 百万円となりました。その主な内訳は、資本金 178,221 百万円（政府出資金 143,888 百万円、地方公共団体出資金 5,213 百万円、民間出資金 29,119 百万円）などとなっています。

(2) 行政コスト計算書

令和2年度の行政コストは 10,477 百万円となりました。

(3) 損益計算書

経常費用は、責任準備金繰入 4,876 百万円増などにより、前年度に比べ 3,972 百万円増の 10,470 百万円となりました。また、経常収益は、回収金収入 715 百万円減などにより、前年度に比べ 2,301 百万円減の 7,704 百万円となりました。この差額に臨時損失 7 百万円を加えた当期純損失 2,773 百万円に、前中期目標期間繰越積立金 3,673 百万円を取崩し充当した結果、当期総利益は、前年度に比べ 3,100 百万円減の 900 百万円となりました。

(4) 純資産変動計算書

純資産の当期変動は、不要財産に係る国庫納付等による資本金 5,342 百万円減、資本剰余金 11 百万円増及び利益剰余金 2,773 百万円減（前中期目標期間繰越積立金取崩額 3,673 百万円から当期総利益 900 百万円を差引いた額）であり、この結果、令和2年度末の純資産残高は 231,812 百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、1,134 百万円の資金増加となりました。主な要因は、保険収支（保険料収入と回収金収入の合計額から保険金支出を差引いた額）の黒字 3,209 百万円、政府事業交付金 3,408 百万円の受入れなどです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、10,593 百万円の資金増加となりました。主な要因は、定期預金の払戻し及び有価証券の償還による収入 10,600 百万円などです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、133 百万円の資金減少となりました。主な要因は短期借入れによる収入 5,200 百万円、不要財産に係る国庫納付等による支出 5,346 百万円などです。

これらによって、11,594 百万円の資金増加となり、期末残高は 49,073 百万円となりました。

14. 内部統制の運用に関する情報

(1) 役員会

理事長の業務運営に関する意思決定を補佐するため、定期的に役員会を開催しています。令和2年度においては、役員会を11回開催しました。

(2) 内部統制委員会

理事長をトップとする内部統制委員会を開催して、コンプライアンス委員会等の各種委員会における取組状況のほか、業務運営全体をモニタリングするなど、内部統制を推進しています。令和2年度においては、内部統制委員会を4回開催しました。

(3) コンプライアンスの推進、反社会的勢力の排除

コンプライアンス基本方針を定めるとともに、毎年度、コンプライアンス委員会においてプログラムを策定し、全役職員を対象とした研修を実施しています。また、反社会的勢力との一切の関係を排除するため、反社会的勢力に対する基本方針を定め、対応マニュアルを整備するとともに、関係機関と連携して適切に対応しています。令和2年度においては、コンプライアンス委員会を1回開催しました。

(4) リスク管理

業務に内在する保険引受リスクや保証リスク等のリスクについて、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、業務ごとに信用基金の自己資本等と比較・対照し、統合的にリスク管理を行うとともに、専門的な知見を有する外部有識者を委員に含むリスク管理委員会を開催しています。令和2年度においては、リスク管理委員会を2回開催しました。

(5) 監査

各部署から独立した内部監査担当部署（監理室）による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等に則った適切かつ健全な業務運営が確保されるようにしています。令和2年度においては、内部監査が5回行われたほか、令和2年11月、令和3年2月～3月に会計監査人監査（期中往査）が実施されました。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

- 昭和62年10月 認可法人農業信用保険協会、特殊法人林業信用基金及び認可法人中央漁業信用基金が統合し、認可法人農林漁業信用基金として設立
- 平成12年4月 認可法人農業共済基金の業務を承継
- 平成15年10月 認可法人農林漁業信用基金を解散し、独立行政法人農林漁業信用基金として設立

(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）

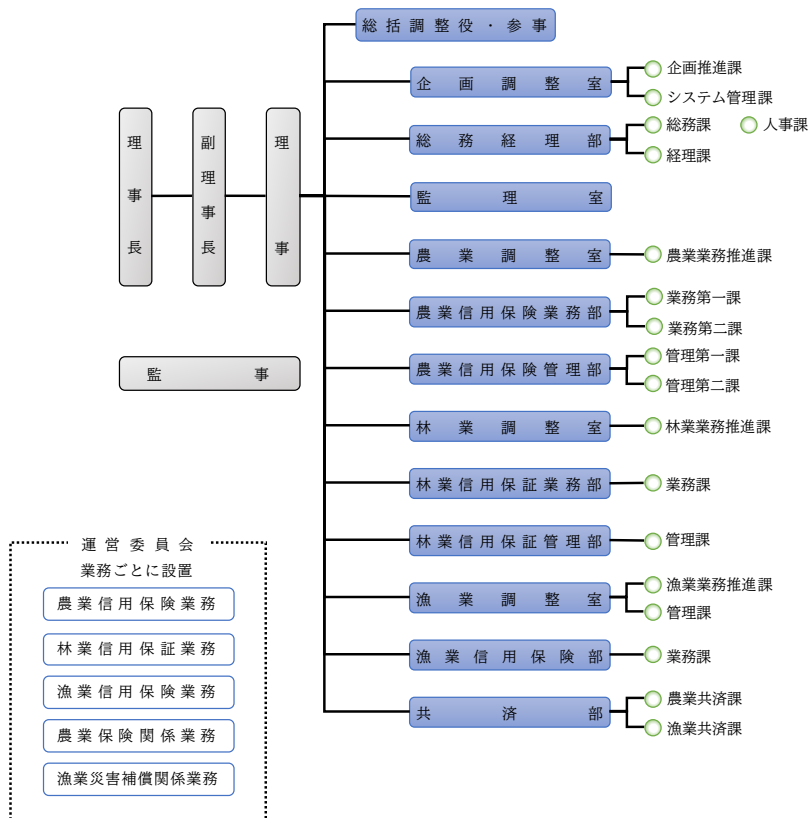
(3) 主務大臣

農林水産大臣及び財務大臣

「7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉」（1）ガバナンスの状況

①主務大臣を参照してください。

(4) 組織図



(5) 事務所の所在地

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
資産	296,619	291,660	293,548	296,686	300,598
負債	69,767	59,743	57,181	56,769	68,786
純資産	226,851	231,918	236,367	239,916	231,812
行政サービス実施コスト	△ 2,140	△ 3,993	△ 4,032	-	-
行政コスト(※)	-	-	-	6,499	10,477
経常費用	10,623	5,918	5,927	6,498	10,470
経常収益	14,139	11,108	11,086	10,005	7,704
当期総利益	3,797	5,164	5,571	3,999	900

※ 令和元年度より、平成30年9月3日改訂の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に基づき、従来の「行政サービス実施コスト」に代えて、自己収入等を控除しない「行政コスト」を掲載しています。

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

詳細につきましては、令和3年度年度計画を参照してください。

・年度計画

https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline2/kouhyou04.html

① 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
受入事業交付金	1,278
民間出資金	80
事業収入	155,669
運用収入	551
借入金	90,604
その他の収入	1
合計	248,183

支出	
政府出資金	3,863
民間出資金	100
事業費	240,098
一般管理費	2,306
直接業務費	428
管理業務費	543
人件費	1,335
合 計	246,367

② 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
収益	
経常収益	8,090
政府事業交付金収入	1,043
事業収入	6,507
財務収益	539
雑益	1
当期総損失	1,551
合 計	9,640
費用	
経常費用	9,637
事業費	6,623
一般管理費	2,323
直接業務費	420
管理業務費	547
人件費	1,357
減価償却費	67
財務費用	44
引当金等繰入	580
臨時損失	3
合 計	9,640

③ 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
業務活動による収入	157,507
投資活動による収入	1
財務活動による収入	90,684
前年度からの繰越金	161,847
合 計	410,039
支出	
業務活動による支出	149,636
投資活動による支出	44
財務活動による支出	96,697
翌年度への繰越金	163,662
合 計	410,039

16. 参考情報

(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	：現金、普通預金、定期預金
有価証券	：残存期間1年以内の地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券、社債、譲渡性預金
短期貸付金	：残存期間1年以内の貸付金
その他（流動資産）	：未収金、未収収益、前払費用などが該当
有形固定資産	：土地、建物、工具など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
投資有価証券	：残存期間1年超の地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券、社債
長期貸付金	：残存期間1年超の貸付金
寄託金	：株式会社日本政策金融公庫に寄託している森林整備活性化資金の貸付原資
その他（固定資産）	：有形固定資産、投資有価証券、長期貸付金、寄託金以外の長期資産で、求償権、無形固定資産などが該当
保証債務見返	：負債の部に計上される保証債務の対照勘定
引当金（流動負債）	：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、保証債務損失引当金などが該当
政府事業交付金	：業務を実施するために国から交付された政府事業交付金のうち、次年度以降に支出する交付金の額
その他（流動負債）	：保険金支払義務があると認められる額を計上する支払備金などが該当
引当金（固定負債）	：将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金などが該当
責任準備金	：翌年度以降の保険金支払いに充てるなど保険契約上の責任遂行に備えるために積み立てた額
その他（固定負債）	：長期前受収益などが該当
保証債務	：林業信用保証業務に係る保証残高
資本金	：国、地方公共団体及び民間からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	：国から交付された交付金及び民間からの出えん金等が該当し、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

- 利益剰余金 : 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額
- ② 行政コスト計算書
- 損益計算書上の費用 : 損益計算書における経常費用、臨時損失
- 行政コスト : 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
- ③ 損益計算書
- 事業費 : 独立行政法人の業務に要した費用(保険事業費及び保証事業費などが該当)
- 一般管理費 : 独立行政法人の管理に要した費用(人件費、物件費、減価償却費などが該当)
- 財務費用 : 利息の支払に要した経費
- 事業収入 : 独立行政法人の業務収入(保険事業収入、保証事業収入及び貸付事業収入などが該当)
- 財務収益等 : 預金利息収入、有価証券利息収入などが該当
- 臨時損失 : 固定資産除却損などが該当
- 前中期目標期間繰越積立金取崩額 : 業務の財源に充当するための前中期目標期間繰越積立金の取崩額が該当
- 当期総利益 : 独立行政法人通則法第44条の規定による利益処分の対象となる利益であって、独立行政法人の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有するもの
- ④ 純資産変動計算書
- 当期末残高 : 貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
- ⑤ キャッシュ・フロー計算書
- 業務活動による
キャッシュ・フロー : 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、保険料、保証料などの収入、保険金、代位弁済費などの支出、貸付けに係る収入・支出、人件費支出、政府事業交付金収入などが該当
- 投資活動による
キャッシュ・フロー : 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却などによる収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出、出資金の受入れによる収入及び払戻しによる支出などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書等に関連する報告書等として、以下を作成しています。

- ① 業務方法書
- ② 中期目標
- ③ 中期計画
- ④ 年度計画
- ⑤ 業務実績等報告書
- ⑥ 財務諸表
- ⑦ 決算報告書
- ⑧ 監事の意見書・監査報告・監査法人の監査結果
- ⑨ パンフレット



- ⑩ 広報誌

